

令和 8 年度坂祝町地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

<農業生産の現状>

・当町の農業構造は、経営耕地面積 1 ha 未満の小規模兼業農家がほぼすべてであり、主食用米の作付けは自家消費米、縁故米が大多数を占めており、一部は JA への出荷も行われている。

・水稻生産に不向きな圃場においては野菜・果樹・WCS 用稲が作付けされている。野菜に関しては大多数が自家消費用であるが、一部は直売所等への出荷が行われている。WCS 用稲は、畜産農家が自家消費用として作付けしている。

・昨今の主食用米の供給では、米の卸問屋に過去最高量の米が貯蔵されており、お米余りが報道されている。米の販売単価も令和 7 年度は高額で取引されたが、令和 8 年度は不透明となっている。小規模兼業農家は、自家消費用等の水稻作付けが行われる予定である。農業法人が、耕作放棄地解消のため新規需要米等の生産を行い、現状制度の活用を図る。

<課題>

・米に関しては、農業者の高齢化、後継者不在、機械の老朽化に伴い高額な機械の更新を断念し米作りやめる方が増えている。条件の良い農地については近隣の農家や農業法人が借りて耕作を継続しているが、その他、ほ場条件の不利な農地については自己保全管理地化が進んでいる。

・自家消費米、縁故米が大半であるため、米の輸出についてはほとんどない。

・今後水田を、どのようにして維持していくのが課題である。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

(1) 高収益作物の導入

<現状>

本町では、水田活用の直接支払い交付金のうち産地交付金（以下「産地交付金」という。）を活用して、主食用米から野菜への作付転換の推進を進めるとともに、生産性の向上に関わる栽培技術を取り入れることで、稲作農業者の経営安定化につなげていきたい。

<取組方針・目標>

・稲作農業者の経営安定のため、高収益が期待できる品目を水田の状況（気候や圃場条件等）に応じて導入を推進する。

・転換作物の収益力強化に向けて、令和 3 年設立のさかほぎ軽トラ朝市実行委員会が主催する軽トラ朝市や坂祝町民まつり会場において、町内での野菜等販売機会の場を継続する。

(2) 転作作物等の付加価値の向上

<現状>

本町における水田面積は、133.0ha (R7) で主食用米の作付面積は 32.7ha (R7) と水田面積の約 24.5%と昨年の 22%から増加したが、令和 8 年度の主食用米作付面積は横ばいの傾向ではある。しかし、水田における耕作者の数は減少傾向であり、耕作放棄地が増え

る中で、麦、大豆、飼料用米、加工用米などへの転換を進める。

＜取組方針・目標＞

- ・転換作物の需要に応じた取組や、安定供給を進めていく中で、非主食用米では、複数年契約により、さらなる安定供給体制の普及などを推進する。
- ・農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理事業の活用を推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

＜現状・課題＞

- ・本町では、農業者の高齢化、機械の故障等による更新取りやめによる、農家離れが毎年続いている。町内の農業法人が跡を引き受け、水田の有効活用を検討し、今後畑地化を推進する。
- ・今後も農業者の高齢化は加速する中で、担い手の確保や農地の集積や集約が急務である。
- ・水田の有効活用に向けて、ブロックローテーション体系の構築が急務である。

＜取組方針＞

- ・水田の利用状況を作付け後（6月末から7月）に確認・点検しつつ、畑地を活用される見込みがあるかどうかを検討する。
- ・水田転換畑を活用した産地形成を図り高収益作物の拡大を目指す。
- ・省力的な管理が可能な作物等の導入を推進する。

4 作物ごとの取組方針等

- ・水田を有効利用するため単に水稻を作るだけでなく、市場のニーズに応じ適地適作を基本とし、地域の特性を生かした地域振興作物・戦略作物の生産向上及び担い手等による土地の利用集積等を推進し規模拡大を支援する。

（１）主食用米、備蓄米

3a～15a程度の小規模なほ場が多く、生産コストは非常に高い。年々減少傾向にある水稻作付面積については、農地集積の推進や担い手の育成に努め、現状の作付規模を維持していく。

（２）非主食用米（飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米、WCS用稲、加工用米）

産地交付金を活用しつつ生産の拡大を図っていくこととする。

（３）麦、大豆、飼料作物、子実用とうもろこし

産地交付金を活用しつつ生産の拡大を図っていくこととする。

（４）そば、なたね

産地交付金を活用しつつ生産の拡大を図っていくこととする。

（５）地力増進作物

緑肥作物を作付けし、収穫せずにすきこむことで地力の維持・向上を図ることを目的とした取組に対して支援を検討する。

(6) 高収益作物

野菜のうち、きゅうり、トマト、なす、ねぎ、にんじん、さといも、かぶ、きくいもを振興作物として拡大する。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	32.77		32.55		35.00	
備蓄米	0.00		0.00		0.00	
飼料用米	0.00		0.00		0.10	
米粉用米	0.00		0.00		0.00	
新市場開拓用米	0.00		0.00		0.00	
WCS用稲	20.20		20.53		23.00	
加工用米	0.36		0.36		0.40	
麦	0.00		0.00		0.00	
大豆	0.00		0.00		0.00	
飼料作物	13.33		13.22		13.50	
・子実用とうもろこし	0.00		0.00		0.00	
そば	0.00		0.00		0.00	
なたね	0.00		0.00		0.00	
地力増進作物	0.00		0.00		0.00	
高収益作物	1.24		1.56		1.70	
・野菜	1.24		1.36		1.40	
・花き・花木	0.00		0.00		0.00	
・果樹	0.00		0.20		0.30	
・その他の高収益作物	0.00		0.00		0.00	
その他	0.00		0.00		0.00	
畑地化	0.00		0.00		0.00	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度(実績)	目標値
				(令和7年度)	(令和8年度)
1	野菜(基幹作)	地域振興作物への助成	合計作付面積	124a	160a
2	加工用米 飼料用米 WCS用稲 (基幹作)	加工用米・飼料用米・ WCS用稲への助成	加工用米の栽培面積	0.36ha	0.4ha
			飼料用米の栽培面積	0ha	0.1ha
			WCS用稲の栽培面積	20.20ha	23ha
			合計面積	20.56ha	23.5ha
			加工用米・飼料用米の生産費	90千円/10a	90千円/10a
3	飼料作物(イタリアングラス・ ヒエ グリーンミレット) (基幹作)	資源循環(耕畜連携)へ の助成	飼料作物の栽培面積	1,333a	1,350a
			自給飼料共励会への出品する	—	出品

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:岐阜県

協議会名:坂祝町農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域振興作物への助成	1	18,000	野菜(別紙1のとおり)	・対象作物を出荷・販売すること。
2	加工用米・飼料用米 WCS用稲への助成	1	19,000 3,000	加工用米・飼料用米 WCS用稲	・①から③のいずれか一つに取り組むこと。 ①共同乾燥調製施設での乾燥調製 ②フレコン又はバラ形態による出荷 ③多収品種等による生産
3	資源循環(耕畜連携)への助成	3	2,000	飼料作物(イタリアングラス・ヒエ グリーンミレット)(基幹作)	・利用供給協定は、3年以上を締結期間とする協定とすること。 ・自家利用する場合には、自家利用計画を策定すること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別紙 1

作物	野菜・果樹
具体的内容	200 きゅうり 201 トマト 202 なす 212 ねぎ 216 にんじん 217 さといも 230 かぶ 239 きくいも 407 くり